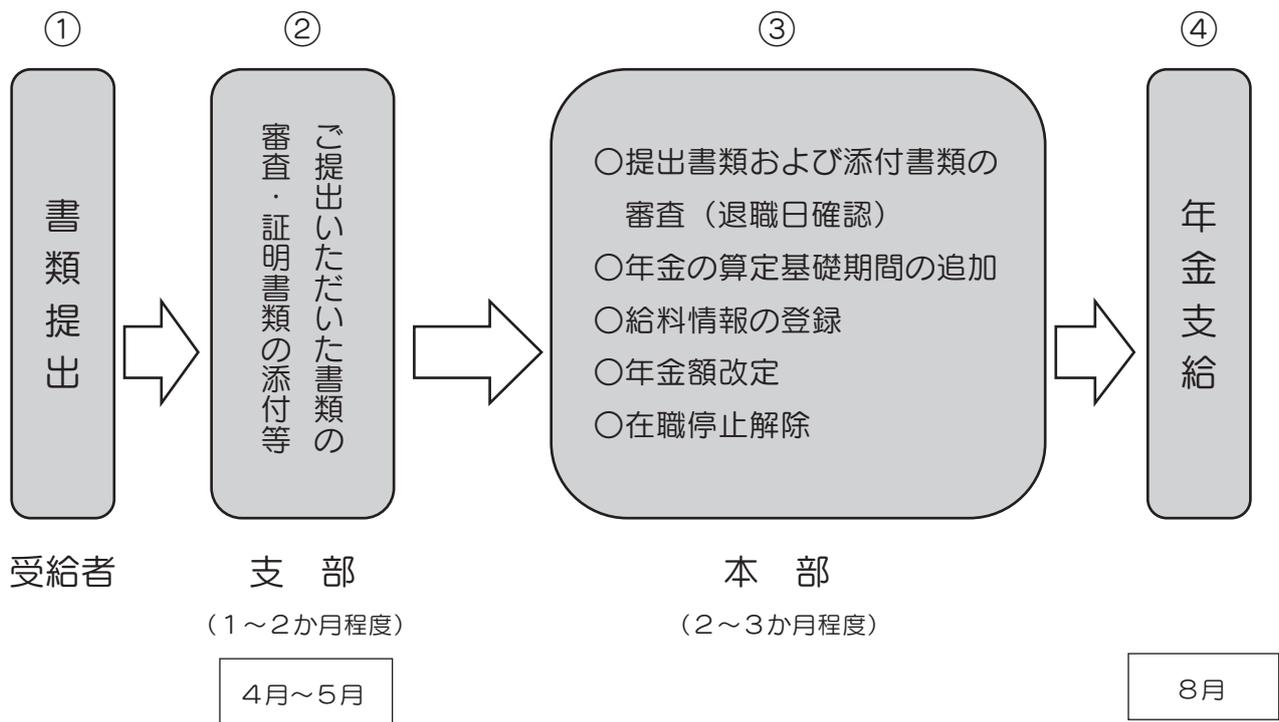


## 3月末に退職される年金受給者の方へ

公立学校共済組合

3月末に退職される方の公立学校共済組合の年金(老齢厚生年金・退職共済年金)は、現在在職中のため、支給を停止しておりますが、ご退職後に年金の改定手続きを行います。その内容は、退職日を確認し、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、その期間の給料情報を登録して年金額の改定を行い、その上で年金の在職停止を解除する処理を行うものです。

※在職停止…年金受給者が組合員(在職者)である間は、年金の一部または全額が支給停止となります。



上記②の手続きは、3月末のご退職後から開始し、④につきましては、8月を予定しております。したがって、6月の定期支給期(4月・5月分)におきましては、在職停止が解除されていない状態となります(送付される「年金支払通知書」には、「在職停止」という文言が印字されます。)

**退職による改定に伴い、4月・5月分の年金に差額が発生することとなりますが、この差額につきましては、8月中にお支払いできる予定です(ご退職後にお勤めされて被用者年金制度に加入された方は、引き続き在職停止がかかります。)**

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 退職年金(年金払い退職給付)を請求された方へ

退職年金(年金払い退職給付)は、退職に伴う老齢厚生年金・退職共済年金の改定手続きが完了した後に決定を行います。

支給までにお時間をいただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。